次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 名称／所在地／実習内容 ［略］ 株式会社タカキベーカリー／広島県広島市中区鶴見町二番十九号／パン製造	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 名称／所在地／実習内容 ［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十六日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 名称／所在地／実習内容 ［略］ カネハツ食品株式会社／愛知県名古屋市南区豊三丁目十九番二十四号／食品加工、惣菜製造業 ［略］	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 名称／所在地／実習内容 ［同上］ カネハツ食品株式会社／愛知県名古屋市南区豊三丁目十九番二十四号／食品加工 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第十七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十九年十月三日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十六日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎